

千葉県報

号外
令和6年12月27日

主要目次

- 規則
○ 千葉県公有財産管理規則の一部を改正する規則
公安委員会規則
○ 千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

規則

千葉県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十二月二十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六十四号

千葉県公有財産管理規則の一部を改正する規則

千葉県公有財産管理規則（昭和四十四年千葉県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号ただし書中「の貸付料」を「の場合又は駐車場その他の施設の用に伴つて土地が使用される場合における貸付料」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公安委員会規則

千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

千葉県公安委員会規則第8号

千葉県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

千葉県警察の組織に関する規則（平成6年千葉県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第16条の3中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例（令和6年千葉県条例第27号）の施行に関する事。

附則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八